

「困ったことは民商に相談」と広げよう！

拡大運動の奮闘始まる

「3月末会員数、昨年より増勢を」と、奮闘が始まっています。

1月に開催する北区の「何でも相談会」の案内と民商紹介のリーフレットをセットし、小塩会長、三島副会長を先頭に、2000枚配布。三島副会長は、仕事のやりくりをして宣伝カーを運転。宣伝カーで音を鳴らして走っていると、通行人やほかの車のドライバーが注目してくれるそうです。1月23日には、エステサロンを昨年秋に開業した女性が入会。以前働いていたサロンのオーナーが「開業するなら民商へ行った方がいい」と教えてくれたとのこと。また27日には、「相談に乗ってほしい」と電話があった西区の加藤さん（製造業）のお宅に、小塩会長と事務局長が訪問。40年以上前に会員だった加藤さんは、税理士に依頼するようになり退会。しかし、その税理士から「高齢になり、車の運転もできなくなったので、来年からはやれない」と言われ、悩んでいたときに、民商のことを思い出し、電話したとのこと。お宅で話したのは、現在の代表者のお母さん（89歳）。小塩会長を見るなり「あ〜、うどん屋さんだね。私、カレーうどんが好きだもんで、息子と時々食べにいくよ」と笑顔に。代表の息子さんは、別の工場に常駐しているとのことで、後日工場へ訪問することにしました。加藤さんが、「従業員の年末調整で困ったことがあるんだけど…」と言いかけると、小塩会長からは、「そういう風に民商でなんでも相談したらいいよ。今後は安心してください」と優しく声をかけていました。



2月9日（日）午前中は、守山区内をビラ配りやポスター貼り、宣伝カーをまわすな

「禰屋さんを実刑に」と宣伝

1月21日（火）全県事務局員会議が開かれ、愛知県下の民商の事務局員が参加しました。午前中は、佐伯和雄税理士の講演を聞き、河村事務局長からの春の運動方針についての報告を受けました。佐伯税理士は、「納税者の権利と国民不在の税務行政～中小業者はどう立ち向かうか」と題して、「納税者の権利」について掘り下げて語りました。午後は、3つの分散会に分かれて、春の運動や、事務局員としてのやりがい、悩みなどを交流。午後4時に終了後、金山駅南口へ移動し、「倉敷民商弾圧事件」の支援を求める署名・宣伝行動を、国民救援会と合同で行いました。「禰屋町子さんは、無実にも関わらず10年以上も被告のまま、今すぐ無罪判決を」とかわるがわるマイクで訴えました。通行人のなかには、「冤



倉敷民商弾圧事件
確定申告を手伝っただけで
不当に逮捕・起訴

全国はひとつ 愛知の仲間もたまたま続ける

確定申告相談会のお知らせ

北区の相談会を下記の日程で行います。

自主計算書などを活用し、できるだけ所得計算を済ませた上で、お越しください。（事前に予約を）

①2月23日（日）10時～15時（昼休憩12時～13時除く）

②3月2日（日）10時～15時（同上）

*場所はいずれも民商事務

所3階です

③3月8日（土）18時～20時

＜持ち物＞自主計算書、国保料、国民年金保険料などの支払いが分かるもの（年金は納付証明書）

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費計算明細書（役所から届いた「医療費のお知らせ」があると便利）、扶養親族の氏名や生年月日の分かるもの（メモでも）、去年の控え